

令和3年第2回教育委員会臨時会議事録

令和3年3月29日

東久留米市教育委員会

令和3年第2回教育委員会臨時会

令和3年3月29日（月）午前9時32分開会

市役所7階 703会議室

議題 第1 議案第12号 東久留米市立学校医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

第2 諸報告

①令和3年第1回市議会定例会について

②東久留米市立学校教職員ストレスチェックの実施について

③スポーツ健康都市宣言（案）について

④令和2年度後期（10月～3月分）の教育長の休暇等の取得について

⑤その他

第3 議案第13号 東久留米市教育委員会充て指導主事の任免について

※「議案第13号 東久留米市教育委員会充て指導主事の任免について」は
非公開で審議したため、公開の議事録には掲載していません。

出席者（4人）

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄

欠席者（1人）

委 員	馬 場 そわか
-----	---------

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	栗 岡 直 也
学 務 課 長	白 土 和 巳
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主幹・統括指導主事	今 野 稔 恵

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

傍聴者 なし

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時32分)

- 園田教育長 これより令和3年第2回教育委員会臨時会を開会します。
本日は馬場委員がご欠席ですが、定足数を満たしていますので会議は成立しています。
-

◎議事録署名委員の指名

- 園田教育長 本日の議事録の署名は宮下委員にお願いします。
 - 宮下教育委員 はい。
-

◎会議の進め方

- 園田教育長 会議の進め方について説明をお願いします。
 - 栗岡教育総務課長 「議案第13号 東久留米市教育委員会充て指導主事の任免について」は非公開でご審議いただきたく、よろしくをお願いします。
 - 園田教育長 これより公開の会議に入ります。
-

◎傍聴について

- 園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
 - 鳥越庶務係長 いらっしゃいません。
-

◎議事録の承認

- 園田教育長 議事録の承認に入ります。2月26日に開催した第3回定例会についてご確認をいただきました。馬場委員から訂正のご連絡をいただきましたが他はよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)
異議なしと認め、議事録は承認されました。
-

◎議案第12号の上程 説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 日程第1、「議案第12号 東久留米市立学校医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 森山教育部長 「議案第12号 東久留米市立学校医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」、上記の議案を提出する。令和3年2月29日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、各学校医及び学校薬剤師の交代に伴いそれぞれ解嘱及び委嘱する必要があるためです。詳しくは学務課長から説明します。
- 白土学務課長 「議案第12号 東久留米市立学校医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」補足説明を差し上げます。教育委員会では学校保健安全法第23条に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱しています。このたび、西中学校の学校医（内科）であります田中先生から3月末をもって西中学校の学校医を退職する旨の退職願いが医師会に提出され、理事会で受理されたとのことです。これを受け、医師会から後任の学校医として檜垣先生の推薦がありました。つきましては檜垣先生に西中学校の学校医（内科）を委嘱するものです。続いて、学校薬剤師です。このたび、本村小学校の学校薬剤師であります平沼先生及び南中学校の学校薬剤師であります野原先生から、3月末をもって学校薬剤師を退職する旨の退職願が薬剤師会に提出され、受理されたとのことです。これを受け、薬剤師会から後任の学校薬剤師として本村小学校には菊地先生、南中学校には工藤先生の推薦がありました。

つきましては、菊地先生に本村小学校の、工藤先生に南中学校の学校薬剤師を委嘱するものです。いずれも令和3年3月31日付解嘱、令和3年4月1日付委嘱となります。

○園田教育長 よろしければ以上で質疑を終わり、これより議案第12号の討論に入ります。
(「討論省略の声あり」)

討論省略とします。これより採決に入ります。「議案第12号 東久留米市立学校医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第12号は承認することに決しました。

◎諸報告

○園田教育長 日程第2、諸報告に入ります。①令和3年度第1回市議会定例会についてから説明をお願いします。

○森山教育部長 令和3年第1回市議会定例会について報告します。本日は次の資料を用意しました。一般質問の答弁概要、提出追加議案の一覧表及び議案第22号の資料です。

初めに会期日程ですが、3月1日から3月26日までの26日間の会期となり、一般質問は3月4日から9日まで、総務文教委員会は3月11日、予算特別委員会は3月16日から23日まで行われました。次に、教育委員会に関係する内容の議案についてです。初めに、議案第5号令和2年度東久留米市一般会計補正予算(第14号)です。教育委員会からは、生涯学習センターのスプリンクラーポンプ修繕の補正予算が計上されており、初日の本会議において審議、採決の結果、全員賛成で可決されました。続いて、「議案第7号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例」です。これは、現在、借地に設置している東本町ゲートボール場について地権者から令和3年度中に返還を求められたことにより、体育施設を廃止するものです。総務文教委員会に付託、審議の結果、全員賛成で可決され、最終本会議においても全員賛成で可決されました。続いて、「議案第13号 令和2年度東久留米市一般会計補正予算(第15号)」です。教育委員会からは1月19日の第1回教育委員会定例会、及び2月26日の第3回教育委員会定例会にてご審議いただいた内容の補正予算が計上され、予算特別委員会に付託、審議の結果、全員賛成で可決され、最終本会議においても全員賛成で可決されました。続いて、「議案第17号 令和3年度東久留米市一般会計予算」です。こちらについては予算特別委員会に付託、審議の結果、賛成多数で可決され、最終本会議においても賛成多数で可決されました。

最後に、本会議の最終日に、「東久留米市教育委員会教育長の任命について」が追加議案として上程されました。これは、現教育長である園田喜雄教育長の任期が令和3年3月31日をもって満了となるため、新たに土屋健治氏の任命について議会の同意を求めるもので、賛成多数で同意されました。議案については以上です。

次に、一般質問についてです。教育委員会に関係するご質問は21人の議員のうち13人から通告をいただきました。内容ですが、地域芸能の承継について、中央図書館のリニューアルオープンについて、オリンピック・パラリンピックの取り組みについて、生涯学習センターの大規模改修工事について、少人数学級への取組について、学校の卒業アルバムについて、少人数学級について、放課後子供教室について、公共施設マネジメントと施設整備プログラムについて、学校施設のエネルギーについて、学校における職員室、事務室及び用務員

室におけるコロナ感染防止対策に官民連携事業の検討について、小中学校の新型コロナウイルス感染症対策について、「TOKYO スクール・コミュニティ・プロジェクト」について、中央図書館の新たな運営体制に向けてなど、多岐にわたるご質問をいただきました。詳しい答弁内容については後日ホームページに掲載されますので、そちらをご覧くださいと思います。次に、請願ですが、教育委員会に係る請願は2件あり、「3請願第1号 国の責任により少人数学級の前進を求める意見書採択の請願」「3請願第10号 都の責任により少人数学級の前進を求める意見書採択の請願」です。これらの請願は関係行政庁に意見書の提出を求めるもので、「国立教育政策研究所の『少人数指導、少人数学級の効果に関する調査研究報告書』によると、学力向上の効果や子どもとの人間関係、心理面によい影響を与える等の研究結果が示されている。両請願の趣旨はもっともであり、採択し、国、東京都に対して意見書を提出すべき」とのご意見、「少人数学級の問題については教員の人件費や質の問題、教室の確保の問題があり、学校の在り方にも関わる課題である。計画的に教職員定数の配置を工夫していけば、新たに大量採用せずに少人数学級を実施することは可能である。拙速な進め方には反対であり、両請願は不採択とすべき」とのご意見、「2021年度から5年かけて公立小学校の学級編制を35人に引き下げることが閣議決定された。少人数学級については、教室数、教職員の対応など、段階的に進めていくべきと考える。よって、両請願については不採択とすべき」とのご意見、「少人数学級は子どもたち、教職員の負担を和らげ、学力の向上、コミュニケーションの円滑化にも資するものとする。5年間の計画を早めて、全ての子どもたちが少人数学級の恩恵を受けられるように早期に実施していくべきである。両請願は採択し、意見書を提出すべき」とのご意見、「少人数学級については、国や都からの一定の方向性が示されており、教員の人材育成や教室などの施設面の確保は計画的に進めていく必要がある。また、チームティーチング等、教育の手法についても丁寧に検討していく必要がある。早急に前倒ししていくという請願内容には反対であり、不採択とすべき」などのご意見が交わされ、採決した結果、いずれも賛成少数で不採択すべきものとされ、議会最終日の本会議では賛成少数で不採択となりました。議会報告は以上です。

○園田教育長 よろしければ、続いて「②東久留米市立学校教職員ストレスチェックの実施について」説明をお願いします。

○椿田指導室長 「②東久留米市立学校教職員ストレスチェックの実施について」説明します。

平成31年3月18日付の文部科学省の通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」に、労働安全衛生管理の徹底が示されました。内容は、労働安全衛生法に定める、いわゆるストレスチェックについて常時使用する教職員が50人未満の規模の学校においては努力義務とされているが、学校の規模に関わらず、全ての学校において適切に実施されるよう取り組み、メンタル不調の未然防止に努めることというものです。また、平成31年4月16日付の総務省自治財政局が発出した「地方公共団体における心理的な負担の程度を把握するための検査、いわゆるストレスチェックの実施の状況について」では、地方公共団体におけるストレスチェックについては、制度の趣旨を踏まえながら事業場の規模にかかわらず、全ての教職員に対しストレスチェックを実施し、高ストレス者に対する面接指導はもとより、集団分析の実施及びその活用による職場環境の改善に取り組み、メンタルヘルス対策を推進するよう示してあります。これらのことを受け、教職員の健康管理を担当する指導室として、令和3年度から市内教職員全員に対しストレスチェックを実施するよう準備を進めていました。今回予算が成立しましたので、ストレスチェックを実施するための要綱を定めましたので報告します。

資料の「東久留米市立学校教職員ストレスチェック実施要綱」をご覧ください。第1（趣旨）として、「この要綱は、労働安全衛生法第66条の10の規定に基づくストレスチェック制度を東久留米市教育委員会が実施するに当たり、その実施方法を定めるものとする。」「2 ストレスチェック制度の実施方法については、この要綱に定めるほか、労働安全衛生法その他の法令に定めるところによる。」と示してあります。第2条（適用範囲）として、「正規の教職員、非常勤教職員、特別支援教室専門員、臨時的任用教職員（産休・育休代替教職員、期限付任用教職員）、年間任用講師に適用する。」としています。第3は（趣旨等の周知）として、「学校長を通じて、（1）メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を目的」としていること、「（2）全ての対象教職員が受けることが望ましいこと」が示してあります。2ページ目の第4以降にはストレスチェックを実施するに当たり、面接指導、実施時期、対象者、受検の方法、ヘルスケアなどについて示してあります。

○園田教育長 ご質問はありますか。

○宮下教育委員 今日が3月29日で、施行は4月1日からです。あまりにも早急な日程かと思いますが何か理由がありますか。

○樫田指導室長 本要綱は以前から制定していましたが、当初予算が審議された今議会において予算が成立したことに伴い、本日の臨時会で報告させていただくことになりました。

○宮下教育委員 分かりました。校長会には報告していますか。

○樫田指導室長 先の校長会で口頭により実施する予定であると伝えていますが、正式には4月の校長会で伝えます。

○宮下教育委員 そういふことだと、学校長はまだ内容は存じないという状況ですね。

第2に関係して伺います。この要綱の対象は市立学校設置条例に基づく小学校、中学校とあり、各校は都費負担職員と市費負担職員の方々により構成されています。今のご説明を伺いますと、対象は都費負担の職員のみと理解しますが、市費負担職員も対象となるべきではありませんか。

○樫田指導室長 ご指摘のとおり、この要綱は都費職員を対象としています。市の職員については市によりストレスチェックを実施していると聞いています。

○宮下教育委員 分かりました。学校現場では働いている方々もストレスが発生します。市費職員にも同様なストレスチェックの検査があるようですから安心しました。

もう1点伺います。担当医師ですが、第4に、公立共済組合の直営の病院の医師が担当するとあります。第5では、面接指導するときには教育委員会が指定した医師が行うとなっています。この医師は第4で示されている医師とは異なるわけですね。そうすると教育委員会が指定した医師としては例えばどのような方をお考えになっていますか。

○樫田指導室長 面接指導をお願いする委託先として関東中央病院を予定しており、その医師が面接指導をされます。

○宮下教育委員 共済組合の方は三楽病院ですか。

○樫田指導室長 公立学校共済組合にはストレスチェックの内容に関わっていただいています。委員のおっしゃる三楽病院かどうかは確認しておきます。

○宮下教育委員 共済組合の直轄というと、東京都教育委員会では三楽病院です。ストレスチェックに関わった医師と面接する医師は異なりますが、本来は一緒の方がいいのではと思います。もしくは各学校の学校医にここまでを担当の範疇として依頼できるかどうか。教職の現場を一番よく知っているのは学校医だと思いますし、産業医と学校医はおそらく違うのではないかと。

きちんと活用できるようなシステムにしていく必要があると思います。

○園田教育長 委員のご発言の趣旨も踏まえて進めていってください。

続いて「③スポーツ健康都市宣言（素案）について」の説明をお願いします。

○板倉生涯学習課長 生涯学習課から、令和3年度に予定しています「スポーツ健康都市宣言（素案）について」報告します。「東久留米市スポーツ健康都市宣言」は、東久留米市スポーツ健康都市宣言起草委員会にて起草作業を進めてきましたが、このたび素案が取りまとめられたと企画調整課から報告がありました。資料にありますとおり、素案では「水と緑の恵まれたこのまちに暮らす私たちは、彩り豊かな食生活と質の良い睡眠を心がけ、スポーツという言葉を超えたコミュニケーションに親しみ、楽しむことで、だれもが健康で活力に満ちた地域の実現をめざします。」とされています。具体的な宣言文案は、「スポーツにふれて、自分らしい楽しみや喜びを見つけよう、笑顔になって、健やかな心と体をつくろう、仲間とのつながりを、交流の輪をひろげよう」となっています。

今後のスケジュールですが、4月1日から20日までパブリックコメントを実施し、4月下旬に起草委員会、政策会議を経て庁議決定し、令和3年第2回市議会定例会に行政報告が予定されています。さらに宣言は、7月14日に東久留米市で行われるオリンピック聖火リレーのミニセレブレーション時に併せて行う予定となっています。

生涯学習課ではこのスポーツ健康都市宣言を受けまして、9月19日に上の原グラウンドに巡回ラジオ体操、みんなの体操会を招致する予定で準備を進めています。

○園田教育長 よろしければ、続きまして「④令和2年度後期（10月～3月分）の教育長の休暇等の取得について」の説明をお願いします。

○栗岡教育総務課長 令和2年度後期（10月～3月分）の教育長の職務専念義務の免除の申請及び年次休暇等の取得について報告します。資料として、「東久留米市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「東久留米市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」を添付しています。平成27年4月以降、教育長が職務に専念する義務の免除を受けるには条例により教育委員会が認める場合となっており、また、休暇については市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける一般職の職員の例により規則を定め、一般職同様の取扱いをすることとし、休暇簿により申請しています。

教育委員会へは4月から9月までを前期、10月から3月までを後期とし、2回に分けて報告を行っています。ついては本日は後期分の休暇の申請を報告します。有給休暇については取得なし、夏季休暇は9月までに取得できなかった分を10月に延長して1日、職務専念義務の免除の申請はありませんでした。説明は以上です。

○園田教育長 他に事務局から報告はありますか。

○椿田指導室長 指導室から報告があります。新型コロナウイルス感染症対応に伴う「緊急事態宣言の解除に伴う市立小・中学校の対応について」の資料を配付しましたので、ご覧ください。国は1都3県を対象に3月21日までの緊急事態宣言を解除することを決定しました。そのことを受けまして、春季休業日終了までの内容について各学校に伝えました。感染症予防策については今までと変わらず、三つの密の徹底した回避などを示してあります。

2の（3）としまして、部活動について。まだ、都県境を超えた活動は控えていますから、春季休業期間中は都外への試合等は中止するとさせていただいています。また、家庭に向けても、リバウンドや変異株による感染症の急拡大を防ぐため、不要不急の外出自粛の徹底、謝恩会や歓送迎会の自粛など、引き続き感染症対策について学校を通して依頼しています。

○園田教育長 ご意見やご質問はありますか。それではコロナ関連でほかに報告はありますか。

○**白土学務課長** 市立小学校における新型コロナウイルス感染症への感染について報告します。資料はありません。2月26日の定例会の後、市立小学校の児童が新型コロナウイルス感染症に感染した事案が1件確認されています。令和3年2月27日に市立小学校において児童が1名、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されました。調査の結果、学校活動において感染拡大のおそれがないことが確認されたことから、当該校においては臨時休業を実施していません。

○**園田教育長** そのほか事務局からありますか。

○**栗岡教育総務課長** その他の報告の3点目として、教育委員会規程の整備についてお知らせがあります。令和3年4月1日から文書管理システムが導入されるに当たり、教育委員会が行う事務においても管理規程の整備を行う必要があります。

改正を予定しているものは、「事務決裁規程」「公印規程」及び「市立小中学校文書管理規程」などです。現在、総務部の法務・文書担当が市の文書管理規程の改正を行っており、教育委員会の規程の改正内容はそれに準じるため、本日の付議は難しい状況となっています。内容が確定次第、教育委員会にでも速やかに改正を行っていきたいと考えていますのでご了承願います。

○**園田教育長** それでは委員の皆様から何かありますか。

○**細田教育委員** 26日に、尾関委員と図書館を視察してきました。図書館長の案内で30分ほど館内を見せてもらったのですが、内装が素晴らしかったです。各コーナーの設置位置などにも至るところでアイデアが施されていました。

○**園田教育長** お陰様で、内覧していただいた関係者の皆様からは高い評価をいただいております。関係者としてもうれしく思っています。ただし、問題は中身です。4月1日以降、今度は指定管理者と市の直営部隊が連携しながらしっかりと運営していく必要があります。今後ともお気づきの点がありましたら、ご意見をいただければと思います。

他に委員からいかがでしょうか。よろしければ、以上で公開の会議を終わります。

引き続き、非公開の審議に入ります。

(公開の会議を閉じる)

(非公開の会議を開く)

※令和3年第2回教育委員会臨時会是非公開の会議終了後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和3年 月 日

教育長

署名委員

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和3年4月9日

教育長 土屋 健治 (自 書)

署名委員 宮下 英雄 (自 書)